

平成21年度 配偶者からの暴力対策基本計画の推進に関する実績評価表(成果指標・活動指標)

総合評価	<p>平成20年4月に配偶者暴力相談支援センターを設置するとともに、平成21年3月に「配偶者からの暴力対策基本計画」を策定し、全国に先駆けDV被害者の「居場所」における自立支援事業に着手するなど総合的なDV対策に取り組むことができた。また、平成21年11月に本市において「全国シェルターシンポジウムinとちぎ」が開催され、延2,000人が参加するなど、DV根絶の気運が高まってきている。しかしながら、「過去2年間に配偶者から暴力を受けたことのある女性の割合」は横ばいであり、DV相談窓口の広報活動の実施とともに、本市におけるDV相談件数も急増していることから、DV防止啓発事業に更に取り組む必要がある。</p> <p>このため、関係機関・民間団体とより一層連携を図りながら、DV防止啓発、相談・自立支援など、総合的なDV対策を推進するとともに、DVを未然防止するため、若年層へのデートDV防止啓発事業の充実を図っていく。</p>
-------------	--

基本目標	目標		達成状況		特記事項(現状・課題・今後の対応等)
	成果指標	目標(25年度)	19年度	21年度	
男女が互いを尊重し大切にできる社会づくり	過去2年間に配偶者から暴力を受けたことのある女性の割合	0%に近づける	12.7% ※1	12.2% ※2	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「配偶者からの暴力対策基本計画」を策定し、DV被害者の自立支援事業に着手するなど、総合的なDV対策に取り組んでいるが、「過去2年間に配偶者から暴力を受けたことのある女性の割合」は横ばいであり、本市におけるDV相談件数も急増(平成20年度524件⇒平成21年度760件) <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●DV未然防止に向けた若年層へのデートDV防止啓発の充実 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●若年層、教職員や保護者を対象にしたデートDV防止啓発事業の充実

※1 出典)H18市民意識調査
 ※2 出典)第42回市政世論調査(H21)

基本目標 I DVを許さない意識づくり 施策の方向1 DVの未然防止対策を推進する。

● 網掛けは、配偶者からの暴力対策基本計画の活動指標として定められた取組
 ◎は目標値の達成、○は目標値の8割以上達成、△は目標値の6割以上達成、×は目標値の6割未満又は未実施を表す(活動指標によっては、年間の目標値で評価)

取り組むべき施策	重点	事業	具体的な取組	事業概要	主幹課	目標				取組状況(21年度)	特記事項 課題・今後の対応
						活動指標	目標値(25年度)	計画策定時(20年度)	21年度		
(1) DV防止に向けた啓発の充実	1 DV防止啓発事業の実施	①DV防止講座の開催	・男女共同参画推進センターにおいて、DV防止啓発のための講座を開催し、啓発する。 また、自治会やサークルなど、受講を希望する団体が準備した会場に出向き、DV防止をテーマにした講座を開催し、啓発する。	男女共同	—	—	—	—	DV防止講座を開催(1回、参加者7人)	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DVの未然防止、DVについての理解促進 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・啓発講座やリーフレットの配布等による啓発事業の実施 ・民生委員・児童委員等にDVについての周知・説明、被害者の発見・通報や相談窓口の案内などの協力・連携 	
		②DV防止リーフレットによる周知	・DV防止リーフレットを作成し、公共施設に設置するとともに、新たに医療機関などと連携し、待合室などに配布・設置するなど、啓発機会の拡充を図る。	男女共同					DV防止リーフレットを配布(5,935枚)		
		③広報紙や市ホームページ等による啓発	・広報紙や男女共同参画啓発誌、市ホームページ、ラジオ、ケーブルテレビなどにより、DV防止に向けた啓発を行う。	男女共同					広報紙による広報(特集3回)		
		④民生委員・児童委員等への説明会の実施	・地域で活動している民生委員・児童委員等が集まる会場に出向き、DV防止や被害者が置かれている立場などについての説明を行うとともに、被害者の発見・通報や相談窓口の案内などの協力・連携を図る。	男女共同					民生委員・児童委員等への説明会(0回)		
	● 2 若者へのデートDV防止啓発事業の実施	①デートDV防止出前講座の実施	・高校生や大学生及び教職員を対象に、デートDVについての出前講座を実施し、若者のデートDV防止に向けた啓発を行う。	男女共同	デートDV防止出前講座の受講者の数	1,000人(延)	100人(見込)	202人	◎	デートDV防止出前講座を実施(2回、202名)	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV未然防止に向けたデートDV防止啓発事業の充実 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年層へのデートDV防止啓発出前講座の実施など、デートDV防止啓発事業を充実
		②成人式等でのデートDV防止の啓発	・成人式の全会場において新成人を対象に、デートDV防止リーフレットを配布し、啓発する。また、大学等にリーフレットの設置を行い、若者のデートDV防止に向けた啓発を行う。	男女共同						市内全成人式会場においてDV防止リーフレットを配布(4,600人)	
	● 3 DV根絶強化月間の実施	①「うつつのみやDV根絶強化月間」における集中的な啓発の実施	・市DV根絶強化月間である11月に、街頭キャンペーンによる啓発パンフレットの配布や、市庁舎や男女共同参画推進センターなどでのパネル展示を行う。また、新たに講演会などを開催し、啓発の充実を図る。	男女共同	「うつつのみやDV根絶強化月間」における啓発事業の数	年6事業	年3事業	年6事業	◎	「うつつのみやDV根絶強化月間」における啓発事業を実施(6回)	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV被害についてより多くの市民に認識してもらえるような啓発事業の実施 ・DV被害者へのより効果的な相談窓口の周知 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV根絶強化月間において、民間団体等と連携しながら、街頭キャンペーンなど様々な手法で啓発事業を実施 ・DV防止ステッカーの貼付やDV相談カードの配布など周知方法を工夫
		②被害者支援ボランティア等との連携による啓発	・市DV根絶強化月間において、被害者支援ボランティア等の民間団体との連携により、街頭キャンペーンでの啓発物品の配布やパネル展示などの啓発事業を行う。	男女共同						被害者支援ボランティアと連携した啓発事業等を実施(6回)	

取り組むべき施策	重点	事業	具体的な取組	事業概要	主幹課	目標				評価	取組状況 (21年度)	特記事項 課題・今後の対応
						活動指標	目標値 (25年度)	計画策定時 (20年度)	21年度			
(2) 人権教育や男女共同参画の意識づくりの充実		4 人権啓発事業の実施	○人権擁護委員や国・県と連携した人権啓発の実施	・人権擁護委員と連携し、人権問題に関する相談・啓発に対応するとともに、国や県とも連携し、パンフレットや啓発物品の配布、広報紙などにより、人権啓発を行う。	行政経営	—	—	—	—	△	・人権相談を実施(12回、毎月1回) ・人権講話を開催(市内小学校15校) ・人権の花運動を実施(市内小学校7校) ・広報紙による啓発(12回、毎月1回)	【課題】 ・幼少期からの人権意識の更なる醸成 【今後の対応】 ・小学生に対する人権講話を効果的に実施するための人権擁護委員の研修への支援
	●	5 男女共同参画啓発事業の実施	①男女共同参画推進月間等における啓発の実施	・10月を「うつのみや男女共同参画推進月間」とし、「ときめく未来へ参画会議」の開催、市庁舎や男女共同参画推進センターなどにおいてパネル展示をするなど、集中的に啓発事業を実施する。また、年間を通じて、男女共同参画に関する講座・講演会など、啓発事業を実施する。	男女共同	男女共同参画推進センター主催講座の受講者数	1,700人	1,080人(見込)	1,184人	△	男女共同参画推進月間における啓発事業を実施(5回)	【課題】 DVの根底にある、男女差別や人権侵害、性別役割分担意識の解消につながる効果的な啓発事業の実施 【今後の対応】 様々な機会や媒体を活用しながら周知啓発を充実
			②男女共同参画に関する情報提供	・男女共同参画啓発誌「ぼーとなーしゅぷ」、「男女共同参画推進センターだより」の発行や、広報紙・ホームページ等による情報発信、情報コーナーの設置などにより、男女共同参画に関する情報を提供することにより、啓発を行う。	男女共同						広報紙に男女共同参画推進事業(特集)を掲載(4回)	
			③ふれあいのある家庭づくり事業の実施	・「家庭の日」を題材としたイラストや川柳などの作品コンクールを実施し、入賞作品を作品集や啓発物品に活用するなどして、「ふれあいのある家庭づくり事業」を推進する。	子ども未来課						・啓発イベント(宮っこフェスタ)の開催(参加者数46,000人) ・作品コンクールの実施(応募数797件)	
	6 学校における人権教育・男女平等教育の実施	①人権・男女平等教育の推進	・学校教育の場で、各学年において道徳や社会科などの学習を通じて、人権の尊重や、男女平等の理解及び男女の協力についての教育を実施する。	学校教育	—	—	—	—	—	—	・各学校における人権教育年間指導計画の作成(作成校数93校)	【課題】 ・実践を踏まえた、毎年度の計画の見直し・改善 【今後の対応】 ・人権教育研修会等で計画の見直し・改善の重要性を周知
		②男女共同参画教育参考資料「かがやき」の活用	・全小学5年生と教職員に男女共同参画教育参考資料「かがやき」を配布し、授業などで活用するほか、ゲーム等を交えながら、「かがやき」の内容の理解を深める出前講座を実施するなどして、小学生の男女共同参画意識の醸成を図る。	男女共同							・男女共同参画教育参考資料「かがやき」を全小学校5年生に配布(5,504冊)	【課題】 ・各学校での活用の促進 【今後の対応】 ・教育出前講座の開催を周知 ・「かがやき」の内容についても適宜見直し
		③教職員を対象とした人権教育の研修	・各学校の人権教育主任の教員が、本市や県が開催する人権教育研修会において、人権尊重や男女平等意識の醸成等について学ぶことにより、人権教育・男女平等教育の充実を図る。	学校教育							・教職員を対象とした研修会を開催(2回、186人)	【課題】 ・研修内容の校内の各教員への周知徹底 【今後の対応】 ・校内での研修伝達時間の確保等を推進
	7 学校における性と健康に関する教育の実施	①性教育サポート事業の実施	・中学3年生を対象に、産婦人科医が講話する「性教育サポート事業」を全校で実施し、性に関する正しい知識を身につける。	学校健康	—	—	—	—	—	—	・中学校3年生を対象にした性教育サポート事業を実施(全中学校25校、受講者4,383人)	【課題】 ・より今日的な課題をテーマとした講話等の実施 【今後の対応】 ・医師会との事前打合せの充実による講座内容等の充実
		②性と健康に関する健康教育の実施	・市職員が中学校・高校等に出向き、「性といのちに関する健康教育出前講座・エイズ予防出前講座」を実施し、性に関する正しい知識の教育と、エイズを含む性感染症の予防教育を行う。	子ども家庭・保健予防							・性といのちの健康教育出前講座の開催(参加者2,411人) ・エイズ予防教育出前講座を実施(中学校18校、受講者2,043人)	【課題】 ・学校や、教育委員会、関係課との連携強化 ・幼少期からの系統立てた教育が重要 ・学校との事前打ち合わせの充実による性の発達段階に応じた内容の提供 【今後の対応】 ・学校等と連携を図り、より効果的な手法・内容を検討しながら事業を展開 ・エイズや性感染症の蔓延防止に向けたエイズや性感染症予防の普及啓発事業の充実

基本目標Ⅱ 安心して相談できる体制づくり

施策の方向2 相談体制の充実を図る。

取り組むべき施策	重点	事業	具体的な取組	事業概要	主幹課	目標				評価	取組状況 (21年度)	特記事項 現状・課題・今後の対応
						活動指標	目標値 (25年度)	計画策定時 (20年度)	21年度			
(3) 相談窓口の周知の強化	●	8 相談窓口の広報活動の充実	① 広報紙・リーフレット等による相談窓口の周知	・市民を対象に、広報紙・リーフレット・ホームページ等を使って、相談窓口を広く周知する。	男女共同	DV防止ステッカーの貼付枚数	1,000枚 (延)	370枚 (見込)	1,001枚 (延)	◎	広報紙による相談窓口の周知 (12回)	【課題】 加害者に相談窓口を知られないよう配慮した相談窓口の周知 【今後の対応】 ・民間企業等と連携し、女性トイレへのDV防止ステッカー貼付等により周知 ・DV根絶強化月間における街頭キャンペーン等において、啓発物品を女性に配布し、周知を図る
			② 医療機関への啓発・相談先リーフレット配布及び連携	・市内医療機関に啓発・相談先リーフレットを新たに配布するとともに、医療機関と連携し、被害者の通報、相談窓口の紹介等の協力を依頼する。	男女共同						医療機関に啓発・相談先リーフレット配布(医師会383箇所、歯科医師会280箇所)	
③ 公共施設等へのDV防止ステッカー貼付	・公共施設の女性トイレ等にDV防止ステッカーを貼り付け、相談窓口を周知する。また、関係機関や医療機関等との連携を図りながら、DV防止ステッカーの貼付施設数を増やす。		男女共同	本市施設等へのDV防止ステッカーの貼付(延1,001枚)								
④ (再掲) 民生委員・児童委員等への説明会の実施												
		9 外国人に対する相談窓口の周知	○外国人向けの多言語リーフレットの作成と周知	・国際交流プラザと連携し、外国人向けの多言語リーフレットを新たに作成し、外国人への相談窓口の周知を図る。	男女共同 国際交流プラザ	—	—	—	—	—	【課題】 ・外国人に対するDV相談窓口の的確な周知 【今後の対応】 ・国際交流プラザとの連携による、外国人向けの多言語リーフレットの作成	
(4) 配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実	●	10 相談体制の充実	① 防犯カメラ・防犯ベルの設置	・相談者の安全に配慮するため、相談窓口を防犯カメラ・防犯ベルを設置する。	男女共同	相談機関等に相談した女性被害者の割合	60%	35.8%	— (H23年度の市民意識調査で把握)	—	設置済	【課題】 ・急増・複雑化するDV相談への的確な対応 【今後の対応】 ・スーパーバイザー研修会等による相談員のスキルアップ
			② 無料法律相談の実施	・配偶者との離婚や調停など、法的な支援が必要な被害者を対象に、女性弁護士が無料法律相談を実施する。	男女共同						法律相談の実施(47回)	
			③ 無料カウンセリングの実施	・相談時における心のケアが必要な被害者を対象に、女性カウンセラーによる無料カウンセリングを実施する。	男女共同						カウンセリングの実施(44人)	
			④ 相談員の質の向上	・相談員がより適切な相談を行うとともに、困難を抱えた事例にも対応できるよう、相談員の専門研修会への派遣や、スーパーバイザーによる研修を実施する。また、臨床心理士等の資格を持つ相談員の配置を検討する。	男女共同						スーパーバイザーによる研修の実施(1回)	
11 外国人等への相談の配慮	① 外国人に配慮した相談の実施	・国際交流プラザと連携し、通訳者を介した相談体制を整えることで、言葉の壁を持つ外国人に配慮した相談を実施する。	男女共同、国際交流プラザ	—	—	—	—	—	国際交流プラザと連携して対応(連携して対応した外国人のDV相談3件)	【課題】 ・様々な困難を抱えているDV被害者への的確な相談対応 【今後の対応】 ・引き続き、関係各課・関係機関との連携による相談の実施 ・国際交流プラザと連携し、通訳者を介した相談体制を整備		
	② 高齢者に配慮した相談の実施	・高齢者に配慮した相談を行うとともに、高齢者の相談窓口と連携し、迅速な対応を図る。	男女共同、高齢福祉						高齢福祉課と連携して対応(連携して対応したDV相談1件)			
	③ 障がい者に配慮した相談の実施	・身体・知的・精神などの障がいのある被害者に配慮した相談を行うとともに、障がい者の相談窓口と連携し、迅速な対応を図る。	男女共同、障がい福祉、保健予防						・障がい福祉課と連携して対応(連携して対応したDV相談3件) ・保健予防課と連携して対応(連携して対応したDV相談4件)			
12 法的手続等における助言・支援	① 保護命令申立てに関する助言・支援	・裁判所に保護命令を申し立てるにあたり、申立方法や記載方法について助言や支援を行う。	男女共同	—	—	—	—	—	保護命令書面回答(7件)	【課題】 ・DV被害者支援に係る法的手続等の適切・的確な対応 【今後の対応】 ・引き続き、裁判所等と連携を図りながら、保護命令書面回答や来所相談証明書発行等を速やかに実施		
	② 法的手続きに必要な「来所相談証明書」の発行	・法的手段等、必要に応じて、被害者からの相談を受けたことを証明する「来所相談証明書」を配偶者暴力相談支援センターが発行する。	男女共同						来所相談証明書交付(13件)			
	③ (再掲) 無料法律相談の実施											

基本目標Ⅱ 安心して相談できる体制づくり 施策の方向3 被害者の安全を確保する。

取り組むべき施策	重点	事業	具体的な取組	事業概要	主幹課	目標				取組状況 (21年度)	特記事項 (現状・課題・今後の対応)	
						活動指標	目標値 (25年度)	計画策定時 (20年度)	21年度			評価
(5)緊急時における被害者の安全確保		13 警察との連携強化	○警察との連携による安全確保	・市配偶者暴力相談支援センターにおいて、警察と連携しながら、加害者から追跡される危険のある被害者とその子どもの緊急時の安全を確保する。	男女共同	—	—	—	—	—	一時保護や自立支援事業の実施における情報共有・連携	【課題】 ・緊急時の対応のための情報共有・連携強化 【今後の対応】 ・引き続き、警察署と連携を図りながら、一時保護や自立支援事業等における被害者及び同伴家族の安全を確保
(6)一時保護における関係機関との連携		14 県婦人相談所との情報共有・連携強化	○県婦人相談所と連携した被害者の円滑な一時保護	・県婦人相談所と連携し、被害者の状況に関する情報共有を図り、被害者とその子どもの円滑な一時保護につなげる。	男女共同	—	—	—	—	—	一時保護における情報共有・連携 ・一時保護(31件, 51人) (当事者31人, 同伴者20人)	【課題】 ・速やかな一時保護に向けた情報共有・連携強化 【今後の対応】 ・引き続き、婦人相談所と連携を図りながら、被害者及び同伴家族の円滑な一時保護を実施
		15 一時保護者への支援	○市相談員による一時保護施設への同行・助言	・一時保護施設である県婦人相談所まで、市配偶者暴力相談支援センターの相談員が一時保護者(被害者とその子ども)に同行、助言を行い、速やかな一時保護につなげる。	男女共同	—	—	—	—	—	一時保護施設への同行(8件)	【課題】 ・一時保護者の状況に応じた的確な助言・情報提供 【今後の対応】 ・婦人相談所と連携を図りながら、一時保護者の状況に応じた的確な助言や情報提供を行う

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援体制づくり 施策の方向4 被害者の自立支援の体制をつくる。

取り組むべき施策	重点	事業	具体的な取組	事業概要	主幹課	目標				取組状況 (21年度)	特記事項 (現状・課題・今後の対応)	
						活動指標	目標値 (25年度)	計画策定時 (20年度)	21年度			評価
(7)被害者の自立に向けた各種		16 就労・日常生活・各種手続等の情報提供	○市相談員による情報提供	・母子家庭等就業・自立支援センター等の関係機関等と連携し、就職情報、日常生活や子育て等の情報について、市配偶者暴力相談支援センターの相談員が情報を提供する。	男女共同	—	—	—	—	—	必要に応じて随時情報提供	【課題】 ・被害者の状況やニーズに応じた適切な情報提供 【今後の対応】 ・関係機関等と連携しながら、最新の就労情報や被害者に役立つ行政サービス等の情報提供を実施
		17 行政情報等の提供の充実	①情報コーナーの設置による情報提供 ②行政手続等に関する相談会の実施	・被害者の居場所に情報コーナーを設置し、司法手続き、行政情報(市営住宅、児童扶養手当)等の各種情報の提供を更に充実する。 ・被害者の自立支援事業の開催等にあわせ、市配偶者暴力相談支援センター相談員等が、行政手続等に関する相談会を実施することで、情報提供機会の充実を図る。	男女共同 男女共同	— —	— —	— —	— —	— —	情報コーナーの設置による情報提供(通年) 行政手続等に関する相談会の実施(1回)	【課題】 ・被害者の状況やニーズに応じた適切な情報提供 【今後の対応】 ・関係各課等と連携しながら、最新の行政情報や行政手続等に関する情報提供を実施
(8)被害者の自立に向けた各種生活支援		● 18 被害者の居場所の整備	○被害者の居場所の整備	・男女共同参画推進センターに、地域で暮らす他の被害者との出会いや、様々な情報交換や、自分の持つ力・可能性を再確認できるような「居場所」を整備する。	男女共同	居場所利用者の人数	年500人(延)	—	延358人	△	・「居場所」を整備済 ・「居場所」における自立支援事業の実施(28回, 延358人)	【課題】 ・安全に配慮した居場所の利用促進 【今後の対応】 ・関係機関や民間団体と情報共有・連携し、安全に配慮しながら、被害者同士の集まり等にも活用を検討
		19 住宅確保に向けた支援	①市営住宅優先入居における配慮	・市営住宅の申込時において、優先入居に配慮する。	住宅						・条例を改正し、市営住宅入居においてDV被害者は連帯保証人を不要とした	【課題】 ・特になし 【今後の対応】 ・引き続き、DV被害者の市営住宅への申込や優先入居に取り組む
			②母子生活支援施設入所における配慮	・相談時における母子の生活状況を踏まえ、関係機関と連携しながら、必要に応じ、母子生活支援施設への入所に配慮する。	子ども家庭	—	—	—	—	—	母子生活支援施設への入所(1件)	【課題】 ・各家庭により状況が異なるため、個々の状況に応じた幅広い支援が必要 【今後の対応】 ・引き続き関係機関と連携し、相談や情報提供など支援を充実
		③ステップハウス事業の支援	・民間団体が行っている被害者の自立のためのステップハウス事業の支援を検討する。	男女共同							民間団体のステップハウス事業に対する財政的支援を検討	【課題】 ・DV被害者の住宅の確保に向けた効果的な支援 【今後の対応】 ・民間団体が行うステップハウス事業への助成による支援の実施

取り組むべき施策	重点	事業	具体的な取組	事業概要	主幹課	目標					取組状況 (21年度)	特記事項 現状・課題・今後の対応
						活動指標	目標値 (25年度)	計画策定時 (20年度)	21年度	評価		
(8) 被害者の自立に向けた各種生活支援	20 就労準備に向けた支援	①被害者のためのIT講座の開催	・就労に結びつきやすいパソコンの基本的な知識・操作方法を習得するためのIT講座を実施し、その開催回数を拡充する。	男女共同	—	—	—	—	—	IT講座の実施(19回, 89人)	【課題】 ・被害者の早期自立に向けた、効率的・効果的な就労支援【今後の対応】 ・被害者のニーズが高い、IT講座や面接指導等の就労支援講座の充実	
		②女性のための再就職準備セミナーの実施	・再就職に必要なスキルや情報を習得するセミナーを男女共同参画推進センターで開催する。	男女共同								
		③再チャレンジ相談の実施	・再就職などの相談にキャリアカウンセラーが応じる「再チャレンジ相談」を男女共同参画推進センターで定期的に開催し、個々の状況に応じた適切な助言・指導を行う。	男女共同								
	21 心と体の健康回復に向けた支援	①自立に向けたカウンセリングの実施	・被害者の自立支援事業として、心のケアが必要な被害者を対象に、カウンセラーによる自立に向けたカウンセリングを新たに実施する。	男女共同	—	—	—	—	—	自立支援事業における臨床心理士によるカウンセリングの実施(2回, 大人6人, 子ども3人)	【課題】 ・効率的・効果的なカウンセリングの実施【今後の対応】 ・相談内容等の事前整理による効率的なカウンセリングの実施	
		②地域保健活動における母子健康支援	・地域保健活動において、子どもの発達や予防接種等の相談をはじめ、母子への健康支援を実施する。	保健福祉総務, 子ども家庭, 保健予防								
	22 福祉施策等を活用した支援	①生活保護制度による支援	・被害者の生活実態を把握したうえで、必要に応じて、生活保護制度の対応に配慮する。	生活福祉	—	—	—	—	—	DV被害者で生活保護を適用した件数 16件	【課題】 ・DV被害者の住居確保に向けた、関係機関との意見調整【今後の対応】 ・DV被害者の自立に向け、女性相談所・婦人相談所との連携を強化	
		②各種手当等による支援	・各種手当等(児童扶養手当, ひとり親家庭医療費助成制度, 母子家庭自立支援給付金, 貸付金等)に配慮する。	子ども家庭								
		③母子家庭等日常生活支援事業の実施	・母子専属福祉連合会と連携し、再就職時における子どもの一時預かりなど、母子家庭等日常生活支援事業を実施する。	子ども家庭								
		④住民基本台帳事務における支援措置	・住民基本台帳事務における支援措置の申出により、住民票の交付制限などに配慮する。	市民課								
		⑤国民健康保険加入手続きの支援措置	・やむを得ない事情により、住民票をうつすことができない被害者に対しても、必要に応じて、国民健康保険加入手続きに配慮する。	保険年金								
	● 23 共通相談シートを活用した同行支援	○共通相談シートの作成とシートを活用した同行支援	・被害者の状況や必要に応じて、相談員が庁内手続における同行支援を行う。その際、共通相談シートを新たに作成し、行政手続を円滑に行うとともに、関係部署との情報の共有・連携と被害者の二次被害防止を図る。	男女共同	共通相談シートにより同行支援した被害者の人数	年48人	—	—	×	—	【課題】 ・効果的な共通相談シートの作成【今後の対応】 ・DV防止庁内連絡調整会議において、関係各課の意見を踏まえながら、共通相談シートについて検討	

取り組むべき施策	重点	事業	具体的な取組	事業概要	主幹課	目標				取組状況 (21年度)	特記事項 現状・課題・今後の対応	
						活動指標	目標値 (25年度)	計画策定時 (20年度)	21年度			評価
(9) 被害者の子どもの心のケアや発育・就学等に関する支援	●	24 子どもの心の回復に向けた交流事業の実施	○保育士・支援者等との交流事業の実施	・被害者の子どもが、様々な遊びなどを通して、保育士・支援者等の大人や被害者の子ども同士と交流することで、安心できる大人や友人の存在を確認し、心の回復につなげる。	男女共同	保育士・支援者等との交流事業に参加した被害者の子どもの数	年120人 (延)	—	年52人 (延)	×	「居場所」における子どもの心の回復に向けた交流事業の実施 (子ども延52人)	【課題】 ・子どもの心をケアするためのより効果的なプログラムの実施 【今後の対応】 ・民間団体と連携しながら、より効果的なプログラムの検討
		25 子どもの心のケア・発達支援のための関係部署・関係機関との連携	①関係機関との連携による子どもの心のケア・発達支援	・子どもの心のケアや発達支援に関する相談に対応するとともに、必要に応じて児童相談所などの関係機関等を案内する。	男女共同、子ども家庭、子ども発達センター	—	—	—	—	—	・DV相談時に児童相談所等を案内(随時) ・DV対策関係機関ネットワーク会議・児童虐待防止等ネットワーク会議の開催(各2回)	【課題】 ・多様化・複雑化する相談事例への対応 【今後の対応】 ・各ネットワーク会議や、ケース会議を適宜開催するなど、今後とも、関係機関相互の連携を十分に図る
			②教育センターによる子どもの心のケアと発達支援	・教育センターにおいて、子どもの心のケアと発達に関する悩みに対応する。	教育センター	—	—	—	—	—	—	【課題】 ・特になし 【今後の対応】 ・引き続き、子どものケアや発達支援を実施
		26 就学における支援と配慮	①学校諸経費の一部援助	・所得状況等を踏まえ、学用品、給食、校外活動の諸経費の一部を援助する。	学校管理	—	—	—	—	—	—	【課題】 ・個人情報の適切な管理 【今後の対応】 ・引き続き、個人情報を適切に管理しながら、DV被害者への就学援助を実施
			②転入学手続における配慮	・被害者の子どもの転入・転校における各種手続や個人情報の取り扱いに配慮する。	学校管理	—	—	—	—	—	—	【課題】 ・相談ケースの多様化 【今後の対応】 ・引き続きケースに応じた支援を実施
			③学校における被害者の子どもへの配慮	・個人情報の取り扱いや被害者の子どもの心のケアの重要性について、パンフレットの配布や通知により、学校に周知する。また、新たに、養護教諭等を対象に、DVIに関する啓発研修の実施を検討する。	男女共同、学校健康	—	—	—	—	—	—	【課題】 ・学校現場におけるDV被害者への配慮 ・DVIについての教職員への周知 【今後の対応】 関係各課との連携による教職員等を対象にしたDVIに関する啓発研修の実施、デートDV防止啓発に向けた手法の検討
		27 保育所入所における配慮	○市内保育所入所における配慮	・被害者が安心して就労できるよう、市内保育所の入所に配慮する。	保育	—	—	—	—	—	—	【課題】 ・特になし 【今後の対応】 ・市内居住の事実確認により、住民票がなくても市民として扱い、保育に欠ける状況、公的機関の証明書等を確認のうえ、入所申請の受け付けを実施 ・入所選考にあたっては、ひとり親家庭とみなし、福祉的な配慮を行う
	28 保育士対象のDVIに関する研修の実施	○市保育士を対象としたDV被害者の子どもの心のケアに関する研修の実施	・市保育士を対象に、男女共同参画意識を高める研修とともに、新たに、子どもの心のケアの重要性についても研修を実施する。	男女共同	—	—	—	—	—	—	【課題】 ・DVとDV被害者の子どもへの対応について、保育士の理解を高めるための、効果的な研修の実施 【今後の対応】 ・保育業務における具体的な事例紹介等、研修内容の充実	

基本目標Ⅳ DV対策の推進体制づくり

施策の方向5 関係機関等と連携・協働により、DV対策を推進する。

取り組むべき施策	重点	事業	具体的な取組	事業概要	主幹課	目標				評価	取組状況 (21年度)	特記事項 現状・課題・今後の対応
						活動指標	目標値 (25年度)	計画策定時 (20年度)	21年度			
(10) 関係部署・関係機関等との連携強化	●	29 関係職員の窓口対応の向上	①関係職員に対する2次被害防止研修の実施	・被害者が行政窓口で手続等を行う際、関係職員から心ない言葉をかけられるなど、2次被害を受けることを防止するための研修を、関係職員を対象に新たに実施する。	男女共同	2次被害防止に向けた市職員への研修や啓発の実施回数	年3回	—	3回	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・2次被害防止研修の開催(1回, 29人) ・庁内ランを活用したDVについての周知(2回) 	<ul style="list-style-type: none"> 【課題】 ・市職員へのDVについての理解促進、より一層の関係窓口における適切な対応 【今後の対応】 ・引き続き、2次被害防止研修や対応マニュアルの周知を行い、関係職員の対応向上を図る
			②被害者対応マニュアルの作成	・関係職員が適切な対応ができるよう、相談時の対応や関係機関との連携・流れを新たに明記し、既存のマニュアルの内容を充実する。	男女共同							
	30 関係部署との情報共有・連携強化	○「DV防止庁内連絡調整会議」を通じた事例検討・取組課題の解決、連携強化	・庁内の関係部署から成る「DV防止庁内連絡調整会議」を開催し、事例の検討や取組課題の解決を図るとともに、更なる連携を強化する。	男女共同	—	—	—	—	—	○	DV防止庁内連絡調整会議の開催(2回)	<ul style="list-style-type: none"> 【課題】 ・関係各課との連携によるDV相談や被害者支援 【今後の対応】 ・引き続き、DV防止庁内連絡調整会議やケース会議等を通じて、関係各課と連携強化を図りながら、DV相談や被害者支援等に取り組む
(11) 民間団体等との連携と協働	●	31 関係機関等との情報共有・連携強化	○「DV対策関係機関ネットワーク会議」を通じた事例検討・取組課題の解決、連携強化	・警察、婦人相談所、民間シェルターなどの関係機関から成る「DV対策関係機関ネットワーク会議」を開催し、事例検討や取組課題の解決を図るとともに、更なる連携を強化する。また、地域で活動する民生委員・児童委員、医療機関との連携強化を図り、被害者の発見・通報、相談窓口の紹介等の協力を呼びかける。	男女共同	「DV対策関係機関ネットワーク会議」の構成団体と連携して対応した相談事案の件数	年380件	年240件(見込)	年360件	○	DV対策関係機関ネットワーク会議の開催(2回)	<ul style="list-style-type: none"> 【課題】 ・関係機関等と一層の情報共有・連携によるDV対策の実施 【今後の対応】 ・引き続き、ネットワーク会議の開催に加え、個別の相談事案等の対応において、関係機関・民間団体と連携を図りながらDV対策に取り組む
			①民間シェルターの運営費助成	・民間シェルターの運営費の支援を通して、被害者の保護を行う。	男女共同	民間団体と協働で実施した事業数	年8事業	年4事業	年5事業	△	民間シェルター運営費への助成	<ul style="list-style-type: none"> 【課題】 ・官民の一層の連携によりDV対策に取り組み、互いの特性を活かしながら、被害者に継続的な支援を行うこと 【今後の対応】 ・民間団体が行う民間シェルターやステップハウスの運営、自助グループ事業に対する一体的な助成を行うとともに、DV防止啓発や被害者支援事業等において連携を深める
			②被害者の自助グループ活動費の助成	・民間シェルターが実施する自助グループ活動費の支援を通して、被害者の自立支援を行う。	男女共同							
③自立支援事業等における連携	・被害者の自立に向けたカウンセリングの実施、就労支援のためのIT講座の開催など、民間シェルターと連携し、自立支援事業に取り組む。また民間シェルターと連携し、DV根絶強化月間におけるパネル展示などの啓発事業を行う。	男女共同	民間シェルターとの連携による被害者の自立支援事業を実施									
33 被害者支援ボランティア等との連携	●	①被害者支援ボランティアの育成	・DV被害者支援ボランティア養成講座などを通じて、参加者が支援者としてできることは何かについて働きかけ、被害者支援ボランティアの育成に努める。	男女共同	—	—	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 【課題】 ・市民にDV被害に対する理解を深めるため、DV被害者支援ボランティアとの協働によるDV防止活動が必要 【今後の対応】 ・DV被害者支援ボランティアの育成に努めるとともに、育成したボランティアとの協働により、DV防止啓発事業に取り組む 	
		②(再掲)被害者支援ボランティア等との連携による啓発										